

会議録・令和５年９月７日第３回定例会（第３日目）

１．招集の年月日 令和５年８月２３日

２．招集の場所 明和町議会議場

３．開 会 ９月７日 午前９時００分 議長宣告

４．応招議員 １４名

１番 宇田 雅行

２番 中井 啓悟

３番 田邊 ひとみ

５番 新開 晶子

６番 江 京子

７番 北岡 泰

８番 辻井 成人

９番 山本 章

１０番 瀬田 萌

１１番 高橋 浩司

１２番 綿民 和子

１３番 下井 清史

１４番 松本 忍

１５番 奥山 幸洋

５．不応招議員

なし

６．出席議員

１３名

７．欠席議員

８番 辻井 成人

８．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松井 友吾

議会書記 肥留間 晴美 田所 和幸

９．地方自治法第１２１条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 世古口 哲哉 副町長 下村 由美子

教育長 下村 良次 総務防災課長 朝倉 正浩

まちづくり戦略課長 森下 純 税務課長 西尾 仁志

生活環境課長 丹合 信隆 住民ほけん課長 日置 加奈子

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者（兼）会計課長	西村正樹
産業振興課長	坂口昇	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	肥留間誠	斎宮跡・文化観光課長	稲浦満
教育課長	菅野亮	小学校区編制推進室長	中瀬基司
監査委員	北岡信宏		

10. 會議錄署名議員

7 番 北 岡 泰 9 番 山 本 章

1 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 同意第 5 号 教育委員会委員の任命同意について

日程第 3 議案第 45 号 明和町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定

日程第4 議案第46号 明和町道路線の認定について

日程第 5 議案第 47 号 令和 4 年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 6 議案第 48 号 令和 5 年度明和町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 49 号 令和 5 年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 8 議案第 50 号 令和 5 年度明和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第9 認定第1号 令和4年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第10 認定第2号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳
出決算認定

日程第11 認定第3号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定

日程第12 認定第4号 令和4年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第13 認定第5号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定
- 日程第14 認定第6号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第15 認定第7号 令和4年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定
- 日程第16 認定第8号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第17 認定第9号 令和4年度明和町水道事業決算認定

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回明和町議会定例会第3日目の会議を開きます。

なお、辻井議員から、所用のため本日欠席する旨連絡を受けておりますので、ご報告します。

また、こども課長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

なお、本日は、念のため電子決裁システム施工業者を傍聴席に待機させていただいておりますので、ご承知おきください。

また、新聞社より撮影の申出がございましたので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

7 番 北 岡 泰 議員

9 番 山 本 章 議員

の両名を指名いたします。

◎同意第5号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ただいま上程されました、同意第5号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、荒木敬子氏の教育委員会委員の任期が満了になります。これまで荒木氏は、教育委員として大変ご活躍され、その功績も大きく、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、ここに議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） これから同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第5号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

全員賛成です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎議案第45号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 議案第45号 明和町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました、議案第45号 明和町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、特定工場における緑地面積率等を緩和することにより、企業の設備投資や企業立地を推進し、町の活性化及び安定した雇用の創出を図るため、本条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、議案第45号 明和町工場立地法に基づく準則を定める条例についての詳細説明を行います。

議案書の3ページ、4ページ、サムネイルは4、5をご覧ください。

こちらは条例となっております。

3ページの第1条で趣旨、第3条で区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合、第4条で緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への

算入割合を定めております。

続いて、議案資料２－３－１をご覧ください。

こちらは条例の内容をまとめた資料になっております。この条例は、企業の設備投資や企業立地を推進し、町の活性化及び安定した雇用の創出を図る目的で、特定工場における緑地面積率を緩和するものとなっております。

今回の準則により定める緩和の内容は、右図のとおりで、環境施設面積の割合を25％から10％に引き下げ、そのうち緑地面積を20％から5％に引き下げることで、民間の工場敷地内の有効敷地の面積をより多く確保し、また緑地面積の一部を生産性のある施設で賄えることができるよう、重複緑地として設置できる緑地面積の割合を25％から50％に引き上げるものとなっております。

これにより、既存工場においては、用地の有効活用を促すことができ、新規工場の誘致活動においてもプラスに働くと考えております。

また、準則の運用に当たっては、事業所には引き続き周囲の自然環境や従業員の現場環境について十分配慮していただくよう求めながら進めてまいりたいと考えております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま議長の許可をいただきましたので、明和町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について反対討論を行わせていただきます。

そもそも工業立地法は、高度経済成長期における工業化が進むことを背景として、環境汚染、公害発生防止を主な目的として整備をされたものです。

以後、工場を持つ企業は、その責任を果たすべく環境対策に取り組んできました。

近年は、技術の向上によって環境汚染はかつてのような大きな問題は発生しない傾向となっております。ただ、これは企業の努力だけではなく、法による規制、行政や住民による監視があつてこそその成果であり、それぞれの不断の努力の下に秩序が保たれているとも言えます。

また、近年、工場や作業場での出火件数が増加傾向であるとの指摘もあり、緑地の整備は火災の延焼を遅延させる効果や、従業員の皆さんの一時避難場所として従業員の皆さん、住民の皆さんの安全が守られる場所であるとも考えられます。

また、本町の都市計画マスタープラン、その基本計画に、環境と調和するまちづくり「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく総合的な環境対策の推進という項目がございます。今年の夏、人類は「地球が沸騰している」とまで言われる危機的状況を体験しております。世界的に言われております「地球温暖化防止」という観点から考えますと、工場を造る場合においてもしっかりと緑地を確保すること、また、より高い質と量を確保するための屋上緑化などを進めていくことこそが大切であり、行政や住民、企業もその努力をするべきではないのでしょうか。

明和町の地域発展のためには、企業誘致を進めるというのは大切なことです。多くの企業の皆様に明和町に来ていただきたいと希望しております。また、明和町で既に事業を行っていらっしゃる企業の皆様におかれましても、より一層の事業展開をしていただき業績を伸ばしていただきたいと考えております。ですが、今回の環境分野での規制緩和については、環境保護の観点や人の命と健康を守る観点から、慎重であるべきとの立場から反対をするものです。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第45号 明和町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定を採決します。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 議案第46号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第46号 明和町道路線の認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書により、道路認定を行うものです。

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま上程されました議案第46号について詳細説明をいたします。

議案第46号、明和町道路線の認定については、議会資料の9-1-1及び9-1-2をご覧ください。

議会資料9-1-1は、認定路線の一覧となっております。今回は1路線でございます。

これは令和2年3月19日付で締結いたしました明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書により行うものでございます。

議会資料9-1-2からは、認定路線の路線図でございます。資料の上部に整理番号を記載しております。ご確認をお願いいたします。

それと、総務産業常任委員会資料の9-1-1をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

今回、相互移管する対象路線の現状図が9-1-1でございます。

認定には空白区間が生まれないよう、今回、道路認定を行っております。今の県道大淀港・斎明線に町道大淀港・上野線を重複して認定いたします。道路法上、重複の場合、上位が管理者となるため、現状は県が管理者となります。

続いて、9-1-2をご覧ください。

この後、明和中央線道路改良工事完了後、県が道路認定を行います。この時点で旧の県道大淀港・斎明線は町道大淀港・上野線となり、管理者は明和町となります。

続いて、9－1－4でございます。これは令和6年4月以降の認定の状況になります。

なお、明和中央線の認定はそのままとし、この先、移管される県道田丸停車場斎明線と明和中央線の相互移管時に認定を見直す予定でございます。

なお、相互移管の全体につきましては、総務産業常任委員会資料の9－1－1の（追加）から9－1－3の（追加）までをご確認いただきたいと思います。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第46号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

◎議案第47号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 議案第47号 令和4年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第47号 令和4年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和4年度の水道事業決算における未処分利益剰余金1億3,043万8,272円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、議案第47号 令和4年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

議案書6ページ、サムネイルは7をご覧くださいませようお願いします。

令和4年度水道事業決算におけます未処分利益剰余金1億3,043万8,272円のうち、資本金への組入れが6,694万152円で、これは令和3年度決算において減債積立金に積み立て、起債償還に充当した分を改めて資本金に組み入れるもの

でございます。

また、減債積立金の積立て6,349万8,120円でございますが、これは令和4年度決算における純利益分を令和4年度の起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第47号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 令和4年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号から議案第50号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第6 議案第48号から日程第8 議案第50号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第6 議案第48号 令和5年度明和町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第49号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

日程第8 議案第50号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました議案第48号から議案第50号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第48号 令和5年度明和町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算に3億680万円の追加、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加及び地方債の変更をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、ふるさと寄附事業に係る経費の追加をお願いしております。

民生費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や、乗り合いタクシーチケット子育て・出産支援プロジェクトに係る経費の追加をお願いしております。

商工費では、観光再始動事業貸付金の追加をお願いしております。

土木費では、町道改良工事及び道路防災工事の工事請負費の追加をお願いしております。町道改良工事は、歳出の追加と併せて繰越明許費の設定もお願いしております。

教育費では、小・中学校の給食費支援金の追加をお願いしております。

歳入は、国・県支出金、繰入金、諸収入及び町債の追加でございます。

債務負担行為は、道路等包括的民間委託の追加をお願いしております。

続きまして、議案第49号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に107万円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、総務費で国民健康保険システムの改修委託料の追加と、保険給付費で高額介護合算療養費の追加をお願いしております。

歳入は、国・県支出金及び繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第50号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に2,474万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、令和4年度の各事業の精算に伴い、返還金、負担金及び繰越金の追加をお願いしております。

歳入は、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金の追加でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第48号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第48号につきまして、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、9ページ、10ページをご覧ください。

2款・総務費、1項・総務管理費、10目・企画費で1億9,033万8,000円を計上しておす。

こちらは、過年度にご寄附を頂いた分で、翌年度以降に発生する返礼品代や郵送費等の経費を昨年度にふるさと寄附基金に積み立てておりましたので、基金を取り崩し支払うものとなります。

内訳といたしまして、7節・報償費は1億3,161万9,000円でふるさと寄附に関する返礼品代、11節・役務費は5,871万9,000円でふるさと寄附の返礼品郵送料等です。こちらは2,473万2,000円になります。サイト等の手数料で3,398万7,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 3款・民生費、1項・社会福祉費、6目・高齢者福祉費、18節・負担金補助及び交付金の660万円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で町内の高齢者施設が非常用発電設備の移設工事を実施することに対しての交付金です。なお、歳入で同額の国庫補助金を計上しており、町の負担はございません。

27節・繰出金の6万9,000円は、介護保険特別会計への繰り出しで、地域支援事業、総合事業以外分の一般会計負担分です。詳細は、介護保険特別会計で説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 3款・民生費、1項・社会福祉費、8目・人権対策費に78万6,000円の追加補正をお願いしております。

こちらは、会計年度任用職員の人件費でございます。人権係において産休・育休に伴う代替及び明和町人権を守る会事務局長退任に伴う事務代行のための1名分となります。

1節・報酬で72万円、3節・職員手当等として期末手当4万4,000円、8節・旅費は通勤に係る費用弁償で2万2,000円、それぞれ増額補正をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 3款・民生費、2項・児童福祉費、6目・子ども支援対策費で2,155万5,000円を計上しております。

こちらは、子どもや子育て家庭を支援するために新たに三重県が創設した「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を活用し、妊婦や18歳以下の子どもを対象にデマンドバスの無料チケットを配付するものとなります。

内訳といたしまして、10節・需用費は20万円で、封筒、宛名シール代を計上しております。11節・役務費は20万3,000円でチケットの郵送料、12節・委託料は915万2,000円で運行及び運営委託料等、18節・負担金補助及び交付金は1,200万円で無料チケット分の利用者負担金でございます。

なお、これらの経費は全て交付申請ベースで上限額を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 11ページご覧をください。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、4目・清掃費に100万5,000円の追加補正をお願いしております。

こちらは、会計年度任用職員の人件費でございます。清掃センター係において病気休業・休職に伴う代替のための1名分となります。

1節・報酬で88万5,000円、3節・職員手当等として期末手当9万5,000円、

8 節・旅費は通勤に係る費用弁償で 2 万 5,000 円、それぞれ増額補正をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 6 目・母子衛生費は 56 万 7,000 円の財源振替でございます。

これは、当初予算で計上しておりますおたふくかぜ予防接種費用助成事業が、歳入でまちづくり戦略課長から説明いたします「みえ子ども・子育て応援総合補助金」の採択を受けたことから、財源を一般財源から県支出金へ振替を行うものです。なお、県の補助率は 2 分の 1 となっております。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 7 款・商工費、1 項・商工費、4 目・観光費で 3,355 万円の追加補正をお願いしております。

その内容は、18 節・負担金補助及び交付金で伊勢志摩周遊デジタル化推進事業負担金で 55 万円の増額となり、これは伊勢志摩地域で周遊促進を図るため、伊勢志摩コンベンション機構を中心に近鉄グループホールディングスと連携しプロモーション等を実施していくものです。

また、20 節・貸付金で観光再始動事業貸付金として 3,300 万円の増額となります。

こちらは、観光庁の事業である観光再始動事業の採択を受け、明和町を含め三重県や民間企業で構成する斎宮文化観光推進協議会がインバウンドをはじめ観光客向けのイベント等を今年度実施するに当たって必要な資金について、協議会に貸付を行うものです。なお、事業終了後、国から協議会に対し交付金が支払われましたら、速やかに当該貸付金を町に償還していただきます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8 款・土木費、2 項・道路橋梁費、3 目・道路新設改良費で 4,500 万円の増額をお願いしております。

町道舗装改良工事費の 14 節・工事請負費で 500 万円の増でございます。

これは、施工時期の平準化を図るため、妻ヶ広明星線外1路線の来年度事業費を前倒しして予算化し、この後説明する繰越明許費にてお願いするものでございます。来年の4月から現場着手できるよう、2月中には発注する予定でございます。

事業の詳細につきましては、総務産業常任委員会資料の9-2-1をご覧ください。

事業名は町道改良事業、路線名は妻ヶ広明星線外1路線、事業量は10mでございます。

続きまして、道路防災事業の14節工事請負費で4,000万円の増でございます。

緊急自然災害防止対策事業債の募集があり、幹線道路の舗装修繕を行うものでございます。路面性状調査によりひび割れ率が40%を超えている箇所でございます。

これも総務産業常任委員会資料の9-2-2をご覧ください。よろしいでしょうか。

紫色の赤囲みしているところが今回の路線でございます。図面の右上の大淀役場坂本線、大淀地内、事業延長300メートル、舗装幅員は6メートルでございます。それから、役場から下に下がった中町役場馬之上線の斎宮地内、事業延長220メートルで幅員6.5メートルでございます。そこから左下の本郷妻ヶ広線の明星地内、事業延長160メートルの幅員6.5メートルの3か所でございます。

事業の詳細につきましては、9-2-3から9-2-5にございますので、ご確認をいただきたいと思います。

国からの示達後、国からの認められた事業範囲で事業を進める予定でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費、2目・学校運営費で129万1,000円の追加をお願いしております。

12ページ、22節・償還金利子及び割引料で、旧修正小学校において、令和2

年度実施の学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金により整備いたしましたGIGAスクールのWi-Fi設備の財産処分に伴います国庫支出金の返還金を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 3目・小学校区編制等事業費は、財源振替でございます。これは、第1期再編小学校等の建設に係る財源の振替を行うもので、後ほど歳入で説明いたします地方債を8,580万円追加し、その他としまして基金繰入金を2,300万円、一般財源を6,280万円、合わせて8,580万円を減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 13ページをお願いいたします。

2項・小学校費、2目・小学校給食費で465万6,000円の追加をお願いしております。

14ページ、小学校給食費の7節・報償費、給食調理代行謝金85万6,000円は、給食調理員が1名退職したため現在募集を行っているところですが、この期間中の対応としまして、給食調理代行費の増額を計上しております。

18節・負担金補助及び交付金、学校給食費支援金380万円は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給食食材の物価高騰に対します支援金を計上しております。

続きまして、3項・中学校費、2目・中学校給食費で195万円の追加をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金、学校給食費支援金で、小学校給食費と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、給食食材の物価高騰に対する支援金を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして5ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、5ページ、6ページをご覧ください

さい。サムネイルは7、8でございます。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費補助金に368万4,000円を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、歳出の小学校及び中学校の学校給食費支援金に充当するもので、補助率100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費補助金に660万円を計上しております。これは先ほど歳出で説明しました地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の国庫補助分で、補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 16款・県支出金、2項・県補助金、2目・民生費県補助金、1節・社会福祉費補助金に1,134万4,000円を計上しております。これは県より内示を受けたみえ子ども・子育て応援総合補助金で、歳出の乗合タクシーチケット子育て出産支援プロジェクトに1,077万7,000円、おたふく風邪予防接種費用助成事業に56万7,000円を充当するもので、補助率2分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、4目・介護保険特別会計繰入金、1節・介護保険特別会計繰入金に1,369万8,000円を計上しております。これは令和4年度の介護保険事業の精算に伴い、超過して一般会計から負担していたものについて介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 19款・繰入金、2項・基金繰入金、5目・ふるさと寄附基金繰入金、1節・ふるさと寄附基金繰入金に1億9,033万8,000円を計上しております。これはふるさと寄附事業として過年度寄附分の返礼品等の経費として支払うため、基金を取り崩すものでございます。

続いて、6目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金、こちらは5,502万円の減額でございます。他の歳入の追加に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、7目・教育福祉施設建設基金繰入金、1節・教育福祉施設建設基金繰入金は2,300万円の減額でございます。当初予算において2億2,000万円の繰入金を第1期再編小学校の建設に充当しておりましたが、この後説明いたします町債の充当額が増額したことに伴い、基金からの繰入金を減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 21款・諸収入、4項・雑入、3目・雑入、1節・雑入で35万6,000円を計上しております。こちらは人権を守る会事務代行の負担金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 5項・1目・1節・貸付金元利収入で、観光再始動事業貸付金償還金として3,300万円を計上しております。こちらは歳出商工費のところで申し上げました観光再始動事業に伴う斎宮・文化観光推進協議会からの償還金でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは9、10でございます。

22款・町債、1項・町債、3目・土木債、1節・道路整備事業債に4,000万円を計上しております。これは緊急自然災害防止対策事業債（道路防災）で、歳出の土木費の道路防災工事に充当するものでございます。

続いて、4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債に8,580万円を計上しております。こちらは第1期再編小学校の建設費に充当するもので、記載どおりの見込み額に合わせまして増額を行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、10ページ、第

2 款・繰越明許費をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8 款・土木費、2 項・道路橋梁費、事業名、町道改良工事でございます。妻ヶ広明星線ほか 1 路線の工事請負費でございます。施工時期の平準化のため 2 月に発注する予定でございます。標準工期が約 5 か月弱必要なため、明許をお願いするものでございます。前払いがある場合は精算にて対応したいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の 11 ページ、第 3 表、債務負担行為補正をお願いします。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 債務負担行為の追加といたしまして、道路等包括的民間委託を令和 5 年から令和 8 年度まで 4 か年、1 億 3,200 万円を限度に債務負担するものでございます。

詳細につきましては、総務産業常任委員会及び全員協議会で報告しました道路等包括的民間委託のものでございます。

なお、令和 5 年度は、支出はゼロで、支出が発生するのは令和 6 年度からとなります。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の 12 ページ、第 4 表、地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、第 4 表、地方債補正の詳細説明を申し上げます。

議案書 12 ページ、サムネイルは 13 をご覧ください。

今回の地方債補正につきましては 2 件で、どちらも変更でございます。

上段、起債の目的は緊急災害防止対策事業債（道路防災）で、変更後の限度額は 2 億 6,000 万円でございます。

下段、再編小学校等建設事業債で、変更後の限度額は 13 億 7,900 万円でご

います。どちらも起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、議案第48号の詳細説明を終わります。

◎議案第49号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第49号の説明を歳入歳出併せてお願い
します。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

7 ページ、8 ページ、サムネイル 9、10をご覧ください。

1 款・総務費、2 項・徴税費、1 目・賦課徴収費に92万6,000円を計上しております。内訳は12節・委託料で、これは法改正により令和6年1月から始まる産前産後期間の国民健康保険税の免除措置に伴う国民健康保険のシステム改修委託料でございます。

2 款・保険給付費、2 項・高額療養費、2 目・一般被保険者高額介護合算療養費に14万4,000円を計上しております。内訳は18節・負担金補助及び交付金で、高額介護合算療養費に不足が見込まれることから追加補正をお願いするものです。

次に、4 項・出産育児諸費、1 目・出産育児一時金は財源振替でございます。これはこの後、歳入で説明いたします出産育児一時金に対する国からの臨時補助金の決定により一般財源から国庫支出金に、その分の財源振替を行うものでございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページ、サムネイル 7、8 をお願いいたします。

4 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、3 目 1 節・健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金に10万円を計上しております。こちらは令和 5 年 4 月より出産育児一時金が増額になったことに伴う支援措置として、国より臨時補助金が支給されることになり、1 件5,000円で20件分を計上させていただいております。

次に、5 款・県支出金、2 項・県補助金、1 目・保険給付費等交付金、2 節・特別交付金に92万6,000円を計上しております。こちらは先ほど歳出、総務費のところの説明をいたしましたシステム改修に係る特別調整交付金です。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に 4 万4,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金でございます。

以上です。

◎議案第50号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第50号の説明を歳入歳出併せてお願いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の 7 ページ、8 ページ、サムネイル 9、10をご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、22 節・償還金利子及び割引料の1,068万8,000円は、過年度国県負担金等返還金で、令和 4 年度事業の精算に伴い、返還が生じた国県社会保険診療報酬支払基金への負担金の返還金でございます。

3 款・地域支援事業、3 項・包括的支援事業任意事業費、1 目総合相談事業費、18 節負担金補助及び交付金の 35 万 9,000 円は、令和 4 年度社会福祉協議会負担金の精算に伴い不足分を計上したものです。

5 款・諸支出金、3 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金、27 節・繰出金に 1,369 万 8,000 円を計上しております。これは令和 4 年度事業の精算に伴い、一般会計からの超過負担分について返還するため一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、5 ページ、6 ページ、サムネイル 7、8 をご覧ください。

2 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、3 目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に 13 万 8,000 円を計上しております。こちらは歳出で説明しました社会福祉協議会負担金の精算に係る国庫補助金で、負担割合は 38.5% でございます。

3 款・支払基金交付金、1 項・支払基金交付、1 目・介護給付費交付金、2 節・過年度分介護給付費交付金に 122 万 4,000 円を計上しております。これは令和 4 年度事業の精算に伴い、不足分について支払基金より追加交付されるものでございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、2 節・過年度分介護給付費県負担金に 934 万 1,000 円を計上しております。令和 4 年度事業の精算に伴い、不足分について県より追加交付されるものでございます。

2 項・県補助金、2 目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外分）、1 節・現年度分に 6 万 9,000 円を計上しております。こちらは歳出で説明しました社会福祉協議会負担金の精算に係る県補助金で、負担割合は 19.25% でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、3 目・地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に 6 万 9,000 円を計上しております。こちらは歳出で説明しました社会福祉協議会負担金の精算に係る一般

会計からの繰入金で、負担割合は19.25%でございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に1,390万4,000円を計上しております。これは前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は9月15日に行うことにします。

以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎認定第1号から認定第9号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第9 認定第1号から日程第17 認定第9号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第9 認定第1号 令和4年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第10 認定第2号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第11 認定第3号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第12 認定第4号 令和4年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第13 認定第5号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第14 認定第6号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定

日程第15 認定第7号 令和4年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定

日程第16 認定第8号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定

日程第17 認定第9号 令和4年度明和町水道事業決算認定

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました認定第1号から認定第9号まで、令和4年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか7つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業決算認定につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、7月10日から24日までの9日間の日程で審査を受けました関係書類を監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、その概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、令和4年度の決算の概要でございますが、一般会計の決算額は、歳入総額130億679万5,805円、歳出総額123億2,926万3,830円で、歳入歳出差引は6億7,753万1,975円となりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は6億3,722万6,975円、単年度収支額は5億5,042万3,378円の赤字、実質単年度収支額は1億3,797万6,622円の黒字となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか6つの特別会計を合わせまして、歳入総額76億811万4,584円、歳出総額69億2,172万5,775円で、歳入歳出差引額は6億8,638万8,809円となり、いずれの会計も黒字でありました。

水道事業の決算は、収益的収入及び支出で水道事業収益が4億6,543万9,424

円、水道事業費用が3億8,995万9,872円となりました。また、資本的収入及び支出では、資本的収入が1億383万400円で、資本的支出が3億2,494万3,739円となりました。資本的支出に対する資本的収入の不足する額2億2,111万3,339円は、損益勘定留保資金、減債積立金で補填しています。

それでは、令和4年度に実施しました主な施策・事業につきまして、第6次総合計画の4つの大綱に沿って実績や成果を申し上げます。

つながり（健康福祉・人権）

社会福祉総務費で、障害者、子ども、ひとり親家庭等の医療費助成や高齢者・重度心身障がい者タクシー助成を行ったほか、特別出産祝い金の支給を行いました。

保健衛生総務費では、地域医療体制の推進や各種定期・臨時予防接種や新型コロナウイルスワクチン接種を実施しました。

人権対策費で、人権意識の普及と向上を図るため、感染対策に配慮しながら人権講演会を開催し、人権意識の高揚のための啓発実施と男女共同参画の意識向上のための取組を実施しました。

また、人権センター費では、全ての町民の人権が尊重される「明るく住みよい明和町」の実現を目指し、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として各種講座や自主サークル活動を開催するとともに、生活相談業務を実施しました。

育み（子育て・教育・歴史文化）

児童福祉総務費では、子育て世帯への生活支援特別給付金等を支給しました。

児童保育費では、町立保育所及び認定こども園の運営や新型コロナウイルス感染症対策のほか、令和5年4月に開園した私立認定こども園の建設に対する補助金の支給など幼児教育・保育の環境確保に取り組みました。

小学校費及び中学校費では、老朽化が進む学校施設について修理等を実施し、児童生徒が安心して学べる教育環境整備に取り組むとともに、第1期再編小学校等の令和8年度開校、開園に向け運営準備委員会を中心に各種検討を進めま

した。

体育施設費では、総合体育館長寿命化改修工事として、屋根・外壁の防水改修等を実施しました。

公民館費では、中央公民館の外壁修理やトイレ改修工事、ふるさと会館のトイレ、洗面台自動水栓化工事を実施しました。

斎宮跡保存事業では、歴史的風致維持向上計画に基づく環境整備で、祓戸広場整備や東加座広場整備などを実施しました。

安心（防災防犯・環境・生活基盤）

環境対策費では、屋外拡声子局の修繕のほか、避難所表示看板の設置、防災行政無線戸別受信機の購入などを行いました。

交通安全対策費では、安心安全推進マネジャーを新たに採用するほか、増加傾向にある特殊詐欺等について防災行政無線やSNS等にて啓発活動を行いました。

防犯対策費では、防犯灯設置及び修繕工事のほか、自治会に対する防犯灯設置等の助成を実施しました。

環境衛生費では、不法投棄防止対策として看板を設置するとともに、生ごみ処理機等の購入助成等によるごみ減量化に取り組みました。

道路新設改良費等で社会資本整備総合交付金事業を活用して老朽化対策や通学路危険箇所対策等に取り組んだほか、道路防災事業を推進しました。

消防施設費では、消防力の向上のため耐震性貯水槽の整備や消防団車庫の修繕などを実施しました。

下水道処理費では、合併処理浄化槽設置整備事業による補助金交付に取り組み、下水道事業では、明星地区を中心に下水道管路施設工事を実施しました。

上水道事業では、安全な水を安定的に提供するため、計画どおり水源地的修繕工事等を進めるとともに、蓑村内の老朽管更新工事を実施しました。

創造（産業・地域戦略・行政経営）

農業総務費で、松くい虫防除事業を実施したほか、環境・緑化の取組に対す

る支援を行いました。

農業振興費で、経営所得安定対策に取り組んだほか、水田病虫害防除対策としてスクミリンゴガイ防除の助成を行いました。

農地費では、県営パイプライン事業を推進したほか、多面的機能支払交付金の活用や、斎宮きららの森及び斎宮調整池周辺の維持管理を行いました。

漁港費では、水産物供給基盤機能保全事業として、大淀漁港機能保全事業を推進したほか、漁港海岸漂着物の撤去を実施しました。

商工振興費で、商工会の小規模事業者への利子補給や補償料補助のほか、事業所設置奨励にも取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症対策として、商品券の配布等を実施しました。

観光費では、観光拠点再生高付加価値化推進事業の支援のため、貸付けも実施したほか、観光関連団体への補助等も実施しました。

地方創生推進交付金事業費では、三重明和インキュベーションセンターの開設やA I 導入による地域河川・道路管理システムの整備などを実施しました。

企画費では、ふるさと寄附事業として、全国各地から多くの皆様からご協力をいただきました。新型コロナウイルス感染症対策として、I C T強化事業も行いました。

自治振興費では、コミュニティセンターの空調改修工事や新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの様式化などを行いました。

以上が各大綱別の主な取組でございます。

なお、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類である実質収支に関する調書のとおり歳出の削減に努めたことなどにより、全ての会計において黒字決算とすることができました。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか7つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者。

○会計管理者（西村 正樹） それでは、令和４年度一般会計及び７つの特別会計の概要につきまして、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に基づき、簡潔にご説明申し上げます。

タブレットでは、決算書と事項別明細、実質収支をお開きください。

では、歳入歳出決算書の一般会計１ページ、２ページの歳入をお願いいたします。タブレットの決算書は、サムネイル５、６でございます。

主なものについてご説明いたします。

１款・町税の収入済額は、２ページ目の左上の欄ですが、２７億３,６９９万６,２７１円で、収納率は９６.１９％でした。前年度より０.７ポイント上がっております。また、不納欠損額は４６３万６,２６６円、収入未済額は１億３７０万２,９８７円でございます。

２款・地方譲与税の収入済額は１億１,９４６万３,０００円です。前年度より１.１６％の減でございます。

３款・利子割交付金の収入済額は１１７万２,０００円、４款・配当割交付金の収入済額は１,７８４万８,０００円、５款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は１,２８８万１,０００円、６款・法人事業税交付金の収入済額は４,１１２万７,０００円です。

７款・地方消費税交付金の収入済額は５億４,１８９万７,０００円で、前年度より４.８７％の増です。

８款・ゴルフ場利用税交付金の収入済額は８０２万６,２２５円、９款・環境性能割交付金の収入済額は１,７１４万１,０００円、１０款・地方特例交付金の収入済額は４,０９１万４,０００円です。

１１款・地方交付税の収入済額は２７億２,３８１万６,０００円で、前年度より１.９４％の増でございます。

１２款・交通安全対策特別交付金の収入済額は１４５万８,０００円、１３款・分担金及

び負担金の収入済額は224万1,300円、14款・使用料及び手数料の収入済額は6,845万7,602円です。収入未済額は1,271万5,446円で、このうち984万6,841円が住宅使用料、286万8,605円が教育・保育施設等使用料でございます。

15款・国庫支出金の収入済額は19億6,691万6,440円、16款・県支出金の収入済額は7億3,388万1,432円でございます。

めくっていただきまして、3ページ、4ページ、サムネイルは7、8になります。

17款・財産収入の収入済額は798万6,421円、18款・寄附金の収入済額は10億6,525万3,423円です。前年度より13.97%の減でございます。

19款・繰入金は、基金等からの繰入金で8億3,488万5,666円、20款・繰越金は11億9,410万353円です。

21款・諸収入の収入済額は1億4,463万3,672円で、観光拠点再生高付加価値化推進事業貸付金の償還分7,000万円が含まれております。収入未済額は259万1,264円のうち8万8,694円が幼稚園・保育所の給食費、250万2,570円が福祉資金貸付金元利の収入でございます。

22款・町債は7億2,570万円で、前年度より16.97%の増でございます。

歳入合計の収入済額は130億679万5,805円で、予算現額133億9,858万円に對しまして、収入率は97.08%でした。

以上で収入の説明を終わります。

引き続きまして、歳出に移ります。

詳細は、主要施策の成果及び実績報告書等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要についてご説明申し上げます。

引き続き歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。サムネイルは9、10でございます。

1款・議会費は、6ページ左列の支出済額ですけれども、8,650万5,009円でございます。

2款・総務費の支出済額は18億9,824万6,689円で、支出の主なもの是一般管

理費や総合行政システム費、ふるさと寄附事業及び自治会費などへの自治振興、町民バスなどの地域振興、そのほか地方創生推進交付金事業や徴税费などでございます。翌年度繰越額は2,550万円で、スーパーシティ・デジタル都市プロジェクト事業でございます。

3 款・民生費の支出済額は39億7,441万4,995円で、主な支出は、社会福祉において福祉医療費助成や特別出産祝金事業、電気・ガス・食料費等価格高騰緊急支援給付金事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、高齢者・障害者の福祉費などによるものでございます。また、児童手当の支給や子育て世帯生活支援特別給付金事業、保育所・こども園運営経費及び国保・介護保険・後期高齢者医療の特別会計への繰出金などでございます。

4 款・衛生費の支出済額は8億8,668万9,146円で、主な支出は、保健衛生において、新型コロナウイルス感染症対策や予防接種、健康診査事業などによるものでございます。また、環境衛生では、伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合への負担金などとなっております。翌年度繰越額は997万7,000円で、ゼロカーボン戦略への基本設計委託事業でございます。

5 款・労働費の支出済額は16万3,969円でございます。

6 款・農林水産事業費の支出済額は2億9,864万2,695円です。支出の主なものは、農業振興や農業基盤整備、水産振興及び漁港管理費などです。翌年度繰越額は1億985万2,000円で、4つの事業がございます。強い農業づくり総合支援交付金事業、肥料価格高騰対策支援事業、緊急自然災害防止対策事業、水産物供給基盤機能保全事業です。

7 款・商工費の支出済額は2億5,087万1,686円で、支出の主なものは商工業振興や観光費で、明和観光商社への貸付金及び新型コロナウイルス感染症対策産業支援によるいきいき商品券事業などでございます。

8 款・土木費の支出済額は10億5,719万8,363円で、支出の主なものは社会福祉整備総合交付金事業での道路防災工事や道路・橋梁維持費、地籍調査、農集・公共下水道特別会計への繰出金及び町営住宅管理費などでございます。翌

年度繰越額は2億7,020万円で、3つの事業がございます。社会福祉整備総合交付金事業、道路防災事業、火災建物等除却でございます。

9款・消防費の支出済額は3億4,104万6,198円で、支出の主なものは、松阪地区広域消防組合への負担金などです。

10款・教育費の支出済額は11億191万5,712円で、支出の主なものは小学校、中学校、幼稚園の環境整備及び管理・運営費等の義務的経費のほか、小学校区編制等事業での施設整備関係業務委託や公民館・総合体育館・ふるさと会館の運営費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金などがございます。

11款・公債費の支出済額は9億6,327万1,368円で、元金8億9,685万3,503円、利子6,641万7,865円でございます。

12款・諸支出金の支出済額は14億7,029万8,000円で、土地開発公社貸付金ほかふるさと寄附基金等16の基金への積立てでございます。

13款・予備費は不用額として1,000万円でございます。

次の7ページ、8ページ下段になります。サムネイルは11、12をお願いします。

歳出合計の支出済額は123億2,926万3,830円で、予算現額133億9,858万円に対しまして92.02%の執行率でした。翌年度繰越額につきましては4億1,552万9,000円、不用額は6億5,378万7,170円であります。

歳入歳出差引額は6億7,753万1,975円です。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の一般会計の99ページ、タブレットでは事項別明細実質収支のサムネイル103をお願いいたします。

すみません、先ほどの歳入歳出差引額6億7,753万1,975円から翌年度へ繰り越すべき財源額4,030万5,000円を差し引いた額6億3,722万6,975円が実質収支額となっております。

一般会計は以上となります。

引き続きまして、各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書に戻っていただきまして、明和町斎宮跡保存事業特別会計の1ページ、2ページをお願いいたします。サムネイルは15、16になります。

歳入合計の収入済額は3億6,580万121円です。歳入の主なものは、国・県補助金及び一般会計からの繰入金や町債でございます。

続きまして、3ページ、4ページ、サムネイルは17、18をお願いいたします。

歳出合計の収入済額は3億5,834万2,821円で、歳出の主なものは、土地の買上げや公有地管理及び歴史的風致維持向上計画推進事業での公園整備、日本遺産活用推進事業のほか、起債償還などです。翌年度繰越額は1,520万3,000円で、歴史的風致維持向上計画推進事業でございます。不用額は792万9,179円、歳入歳出差引額は745万7,300円でございます。

実質収支額につきましては、先ほどの別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の斎宮跡保存事業特別会計の13ページ、タブレットでは事項別明細の実質収支のサムネイルの119をお願いいたします。

先ほどの歳入歳出差引額745万7,300円から翌年度へ繰り越すべき財源額127万8,000円を差し引いた額617万9,300円が実質収支額となっております。

では、また歳入歳出決算書に戻っていただきまして、明和町国民健康保険特別会計の1ページ、2ページをお願いいたします。サムネイルは決算書の21、22でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税や保険給付費等交付金及び一般会計からの繰入金でございます。

1 款・国民健康保険税の収入済額は4億9,348万9,992円で、収納率は89.75%です。前年度より0.94ポイント上がっております。また、不納欠損額は279万4,905円でございます。

歳入合計の収入済額は27億9,635万1,325円です。

続きまして、3ページ、4ページ、サムネイルは23、24でございます。

歳出合計の支出済額は24億4,408万8,597円で、支出の主なものは、療養給付費や医療給付費、特定健康診査等事業費などです。不用額は1億3,149万1,403

円で、歳入歳出差引額は 3 億 5,226 万 2,728 円でございます。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の 1 ページ、2 ページ、サムネイルは 27、28 をお願いいたします。

歳入の主なものは、貸付金事業に対する償還金などです。2 款・貸付金等償還金収入の収入済額は 961 万 4,422 円で、収入済額は 3.94% です。

歳入合計の収入済額は 2,137 万 6,997 円です。

続きまして、3 ページ、4 ページ、サムネイルは 29、30 でございます。

歳出合計の支出済額は 766 万 7,943 円で、歳入歳出差引額は 1,370 万 9,054 円でございます。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の 1 ページ、2 ページ、サムネイル 33、34 をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は 2 億 8,773 万 8,084 円で、収入の主なものは、分担金や使用料及び一般会計からの繰入金です。

続きまして、3 ページ、4 ページ、サムネイルは 35、36 でございます。

歳出合計の支出済額は 2 億 3,349 万 5,485 円で、歳出の主なものは、施設の維持管理費や起債償還であります。翌年度繰越額は 1,660 万円で、下御糸北処理区施設等修繕及び機能診断業務委託事業です。不用額は 3,985 万 4,515 円です。

歳入歳出差引額は 5,424 万 2,599 円でございます。この額につきましては、令和 5 年度より地方公営企業法が適用されたことに伴い、上下水道会計へ引継ぎいたしました。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書の農業集落排水事業特別会計の 9 ページ、タブレットでは事項別明細、実質収支のサムネイルの 163 をお願いいたします。

先ほどの歳入歳出差引額 5,424 万 2,599 円から翌年度へ繰越しすべき財源額 953 万 6,000 円を差し引いた額 4,470 万 6,599 円が実質収支額となっております。

続きまして、もう一度、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、明和町公共下水道事業特別会計の 1 ページ、2 ページ、サムネイルは 41、42 ございま

す。

歳入合計の収入済額は 7 億 1,145 万 9,813 円です。歳入の主なものは、分担金や使用料、国庫補助金及び一般会計からの繰入金です。

続きまして、3 ページ、4 ページ、サムネイルは 43、44 でございます。

歳出合計の支出済額は 6 億 482 万 7,777 円で、歳出の主なものは、施設建設費や維持管理費、起債償還などであります。翌年度繰越額は 2,150 万円で、宮川流域関連公共下水道の施設建設事業及び明和处理区施設等修繕でございます。不用額は 7,197 万 2,223 円です。

歳入歳出差引額は 1 億 663 万 2,036 円でございます。この残額につきましては、令和 5 年度より地方公営企業法適用されたことに伴い、上下水道会計へ引継ぎいたしました。

実質収支額につきましては、また別冊の歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書の公共下水道事業特別会計の 9 ページ、タブレットでは事項別明細、実質収支のサムネイル 170 をお願いいたします。

先ほどの歳入歳出差引額の 1 億 663 万 2,036 円から翌年度へ繰越すべき財源 560 万円を差し引いた額 1 億 103 万 2,036 円が実質収支額となっております。

また、歳入歳出決算書のほうへ戻っていただきまして、明和町介護保険特別会計の 1 ページ、2 ページ、サムネイルでは 49、50 をお願いいたします。

歳入の合計の収入済額は 28 億 3,155 万 7,722 円で、歳入の主なものは、保険料や国・県支出金及び交付金と一般会計からの繰入金でございます。また、不納欠損額は 90 万 8,332 円でございます。

続きまして、3 ページ、4 ページ、サムネイルは 51、52 でございます。

歳出合計の支出済額は 26 億 9,127 万 9,466 円で、歳出の主なものは、介護サービスなどの保険給付費や介護予防などの地域支援事業であります。不用額は 8,301 万 3,534 円です。

歳入歳出差引額は 1 億 4,027 万 8,256 円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の 1 ページ、2 ページ、サムネイルは 55、56

をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は5億9,383万522円で、歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金です。また、不納欠損額は3万9,343円です。

続きまして、3ページ、4ページ、サムネイル57、58です。

歳出合計の支出済額は5億8,202万3,686円です。歳出の主なものは、療養給付費負担金などでございます。

歳入歳出差引額は1,180万6,836円でございます。

以上で、令和4年度一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 失礼いたします。

それでは、令和4年度明和町水道事業決算の説明をさせていただきます。

タブレットにつきましては、決算の04、水道事業決算書をお開きいただきますようによろしくをお願いいたします。

まず、水道事業決算書につきましては、1ページから11ページが決算書、続く12ページから28ページが決算附属書類、29ページから33ページが決算参考資料という構成になっております。

それでは、決算書の1、2ページ、決算報告書をお開きいただきたいと思います。

なお、決算報告書につきましては、単位は円で、消費税を含む金額となっております。

まず最初に、収益的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・水道事業収益の決算額は4億6,543万9,424円となりました。

内訳としまして、第1項・営業収益は、決算額3億9,349万2,230円で、予算額より37万4,770円の減となりました。給水収益の減が主な要因でございます。

第2項・営業外収益は、決算額7,178万8,614円で、予算額より656万386円の

減となりました。給水加入金の見込みに対する減が主な要因でございます。

第3項・特別利益は、決算額15万8,580円でした。過年度の水道料金相当額の収入によるものでございます。

続きまして、支出の部です。

第1款・水道事業費用の決算額は3億8,995万9,872円となりました。内訳としまして、第1項・営業費用は、決算額3億5,409万2,753円で、不用額が1,058万5,247円となりました。不用額の主なものは、動力費、受水費、修繕料等の残でございます。

第2項・営業外費用は、決算額は3,547万4,879円で、不用額が886万7,121円となりました。不用額の主なものは、一時借入金利息の不用分、消費税及び地方消費税の不用分となっております。

第3項・特別損失は、決算額39万2,240円で、不用額が10万7,760円となりました。過年度水道料金の減免等に係る欠損分の残でございます。

第4項・予備費は、欠損額0円でございます。

なお、この収益的収入及び支出の詳細につきましては、後の18、19ページ、また21、22ページに科目別として掲載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、3、4ページをご覧くださいますようお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・資本的収入の決算額は1億383万400円となりました。

内訳としまして、第1項・企業債は、決算額4,110万円で、予算額より926万1,000円の減となりました。老朽管更新工事に伴う企業債借入金の確定によるものです。

第2項・出資金は、決算額4,105万2,000円で、予算額と同額です。

第3項・工事負担金は、決算額1,797万8,400円で、予算額より173万2,600円の減となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものです。

第4項・雑収入は、決算額370万円で、こちらは過年度に支払いを行った費

用の一部に戻入が生じたことによる収入となっております。

続きまして、支出の部です。

第1款・資本的支出の決算額は3億2,494万3,739円となりました。

内訳としまして、第1項・建設改良費は、決算額1億7,925万9,421円で、不用額が1,648万1,579円となりました。工事請負費の入札差金等になります。

第2項・企業債償還金は、決算額1億4,568万4,318円で、不用額が682円となりました。

なお、決算報告書の中段、収入と支出の間の米印に記載のとおり、資本的収支の決算額で支出に対する収入不足分2億2,111万3,339円は、損益勘定留保資金並びに減債積立金より補填をいたしております。

次に、5ページ、水道事業会計損益計算書をご覧ください。

なお、損益計算書には消費税は含まれず、消費税抜きの金額を掲載となっております。

上から、1、営業収益でございますが、合計額3億5,778万9,057円、2の営業費用は合計額3億4,132万5,959円で、差引き1,646万3,098円の営業利益となりました。

3、営業外収益は、合計額7,091万414円、4・営業外費用が合計額2,366万2,979円、差引きすると4,724万7,435円のプラスとなります。これを先ほどの営業利益と合わせました6,371万533円が経常利益となっております。

続く5、特別利益が14万4,165円、6、特別損失が35万6,578円で、これらを経常利益から差引きした6,349万8,120円が令和4年度の純利益となっております。

なお、その下のその他未処分利益剰余金変動額につきましては、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分が会計処理上、未処分利益剰余金に戻るという形となっております。当年度純利益と合わせた当年度未処分利益剰余金が1億3,043万8,272円となります。

続いて、6ページの水道事業会計貸借対照表をご覧ください。

まず、資産の部です。

1、固定資産の有形固定資産合計は53億5,805万9,293円です。有形固定資産の内訳につきましては、後の23、24ページに記載しております。後ほどご覧ください。

続く2、流動資産合計は5億794万7,355円です。内訳は、現金預金、未収金、貯蔵品となっております。

この固定資産と流動資産を合わせた資産合計が58億8,673万6,390円となります。

続いて、負債の部となります。

3、固定負債合計額は11億254万5,714円です。内訳については、企業債となっております。

4、流動負債合計額は1億8,978万9,462円です。内訳は、未払金、企業債引当金となります。

なお、(2)番の企業債につきましては、翌年度元金償還分を固定負債から流動負債に振り替え、計上しているものとなります。

続いて、5、繰延収益合計額は8億9,341万7,689円です。内訳は、長期前受金及び前受金の収益化累計額となっております。

この固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計が21億8,575万2,865円となります。

続いて7ページ、資本の部でございます。

6、資本金合計額は24億6,553万6,427円です。内訳は、自己資本金、出資金となります。

7、剰余金合計額は12億3,544万7,098円です。内訳は、資本剰余金、工事負担金並びに受贈財産評価額と利益剰余金、当年度の未処分利益剰余金となります。

この資本金と剰余金合計を合わせた資本合計が37億98万3,525円となります。

最後に、負債合計21億8,575万2,865円と資本合計37億98万3,525円を合わせ

た負債資本合計が58億8,673万6,390円となり、資産合計と一致しております。

続いて、8ページのキャッシュフロー計算書をご覧ください。

この計算書につきましては、発生主義に基づき作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するため作成するものであり、資金期末残高5億794万7,355円は、先ほど説明した6ページ、貸借対照表の流動資産のうち、現金預金の金額と合致するということになります。

次に、9ページ、10ページ、剰余金計算書をご覧ください。

上から2段目、前年度処分額としまして、昨年の9月定例会で議決いただき、未処分利益剰余金6,694万152円を減債積立金に積み立てました。そこから、表下段のとおり、年度末に起債償還財源に充当しましたので、減債積立金の年度末残高はゼロ円となります。また、この額が改めて未処分利益剰余金に計上され、当年度純利益6,349万8,120円と合わせた1億3,043万8,272円が未処分利益剰余金残高となります。

その他の科目については、表中段部の処分後残高から当年度変動額を差し引いた額が当年度末残高となり、7ページ、貸借対照表と合致しております。

続きまして、11ページの剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

こちらにつきましては、この本議会にて議決いただきました同処分案のとおり会計処理を行うというものでございます。

続いて、決算附属書類の説明をいたします。

決算附属書類ということで、12ページの事業報告書をご覧ください。

事業報告書としまして、1番、令和4年度の主な工事につきましては、老朽管更新工事、宮川流域下水道事業等に伴います水道管の移設工事、配水管拡張工事、また、計量法に基づく量水器取替工事などを実施しました。各工事の詳細につきましては、続く13ページ、工事施行状況として記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続く議会議決事項としましては、当初予算、補正予算並びに令和3年度未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議会にて議決並びに決算認定を頂戴し

ております。

続いて、14、15ページをご覧ください。

業務量の部分でございます。14ページには、給水戸数と給水人口、給水契約の内訳、公設消火栓の設置状況、続く15ページには、配水状況、水源地の電気使用量並びに塩素補充量について、本年度と前年度の比較した状況を記載しております。

続いて、16、17ページ、ご覧いただきますと、こちらは指定給水装置工事事業者の一覧となっております。令和5年3月31日現在、150業者が明和町で登録を受けており、昨年度の業者数、157業者から7業者の減となりました。

続く18、19ページは、先ほど事業収入及び事業費に関する事項としまして、収支報告書で説明した内訳となりますので省略をさせていただきます。

続いて、20ページをご覧ください。

重要契約の要旨につきましては、工事請負契約及び委託契約の中で、高額なものとして、1,000万円以上ものを計上しております。

その下、企業債及び一時借入金の概況につきましては、本年度4,110万円の借入れを行っており、償還高1億4,568万4,318円を差し引きました本年度末残高として、12億3,970万8,332円となっております。

企業債の明細につきましては、25から28ページに個別掲載しております。これも後ほどご覧ください。

続く21、22ページも先に報告しました事業の事項の内訳書となります。説明を省略させていただきます。

次に、23、24ページでございます。

固定資産明細書でございますが、有形固定資産の現在高につきましては、当年度の増加と減少を差引きした年度末現在額が88億2,274万1,970円となります。

その右側、減価償却累計額につきましては、累計で34億6,468万2,677円、年度末償却未済高が53億5,805万9,293円となります。

なお、この年度末償却未済高が6ページの貸借対照表の固定資産合計額とな

っております。

続く25、26、27、28ページは、先ほど報告しました企業債の明細書となっておりますので、省略をさせていただきます。

以上が、決算書の附属書類でございます。

続く29ページ以降が決算参考資料となります。

29ページにつきましては、未収金の内訳並びに年度別水道料金未収金を参考までに載せさせていただいております。

30、31ページには固定資産の一覧、32ページには補填財源残高調書、33ページには、過去3か年度の事業概要推移表を添付させていただいております。

以上で、令和4年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） これで決算の概要説明を終わります。

続きまして、北岡代表監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

北岡代表監査委員、登壇願います。

（代表監査委員 北岡 泰 登壇）

○代表監査委員（北岡 信宏） 議長より指名いただきましたので、令和4年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま上程されました令和4年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計についての審査意見書は、議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

日常業務に併せ業務多忙の中、去る7月10日から9日間の日程で、江監査委員と共に令和4年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算と各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

その審査に当たっては、関係課長より決算概要や主な事業の成果について説明を受けた後、係長及び職員さんからの説明とともに、関係諸帳簿、あるいは証拠書等の照合を行いながら慎重に実施した結果、計数的には誤りなく処理されていることを認めましたので、ここにご報告させていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に活かしていただきたい、また、留意すべきだと思われる事項について補足させていただきます。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からも指摘がされております町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況について、混迷する社会経済状況を反映し、住民の生活が苦しさを増す中、今後一層厳しくなる状況が予想されます。担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金解消に向け、今後も継続してより一層の努力を願うものです。

なお、町税の収納状況は、過年度分を含めると収納率95.97%で、昨年度に対して0.74%改善し、過去5年間においては最も高い水準でありました。町税現年度分については、前年に比較し収納率は改善していますので、引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から、納税・納付に対する理解を求め、継続して取組をお願いいたしました。

次に、歳出について、事務的な細かな指摘事項は各課長等をはじめ全職員に周知していただくよう申入れしましたが、特に、予算計上の趣旨を十分理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な予算執行に当たられるよう要請をいたしました。

歳入歳出全般については、適切な財政運営に努められていると認めます。

次に、実質単年度収支は令和4年度においても黒字でありましたが、経常収支比率は89.3%で、いわゆる弾力性を失いつつある状況であり、昨今の状況を考えますと、緊急的な財政出動も多く、今後の財政運営により一層の努力をお願いするものです。

また、町債の累積額は、特別会計を含めると約165億6,600万円となることから、後世への影響が危惧されるところであり、臨時財政対策債のような特別な扱いをする起債もありますが、起債はいずれにしろ借金であることに間違いのないところであり、起債の活用は事業の必要性等を十分に勘案し、その抑制に努めるよう要請をいたしました。

なお、基金残高については、昨年は取崩しが増額しました。5年前に比較す

ると、全体としては増加しておりますが、今後も将来的な公共施設の建て替えなどが考えられる中、取崩しについては慎重に対応されるよう重ねて要請いたしました。

次に、人事管理ですけれども、職員の健康管理の推進に向け、時間外勤務の抑制、振替や年次有給休暇の取得に努めるとともに、法改正やコロナ関係などで増大する業務に対応するため、必要に応じた適正な人員配置を進めるよう提言をいたしました。

地方自治体の役割は、明日の状況も予測し難い混迷した社会状況の中において、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を守り続けていかなければなりません。また、時代は様々な点で従来の枠組みから新たな時代の枠組みへの変革を求めており、各事業を含めた施策の見直しと改善、職員の意識改革等が求められています。

明和町においても、第6次総合計画の基本理念である「みんなでつくるまちづくり」を目指し、残すものはしっかり残し、変えるものは大胆に変える行政の姿勢と、地域住民が一体となった住民協働のまちづくりを推進していただけるよう要望し、補足説明とします。

○議長（奥山 幸洋） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、決算特別委員会を設置し、詳細な審査をいただく予定ですので、質疑は一括上程した全認定について、町長の説明の範囲を対象に行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで一括上程した認定の質疑を終わります。

◎決算特別委員会への付託

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を行うため、先日ご協議をいただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

○議長（奥山 幸洋） 委員名簿を配付する間、暫時休憩します。

（午前 10時 58分）

（午前 11時 00分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎決算特別委員会正副委員長の選任

○議長（奥山 幸洋） ただいま決定しました決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして総務産業常任委員会の正副委員長を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

決算特別委員会委員長に 下 井 清 史 議員

副委員長に 高 橋 浩 司 議員

を選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、９月12日、13日、14日のそれぞれ９時から開会をいたします。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 01分）
